

岐阜市

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

岐阜市は中核市かつ保健所設置自治体であることから、精神保健に関する相談支援業務を実施してきた。必要な関係機関と連携しながら相談支援など対応してきており、地域包括ケアシステムの概念はすでに持っている。関係機関とのネットワークを確認するとともに、つながりをより強固にすることで、「にも包括」の構築を図る。

1 県、指定都市、中核市、特別区の基礎情報

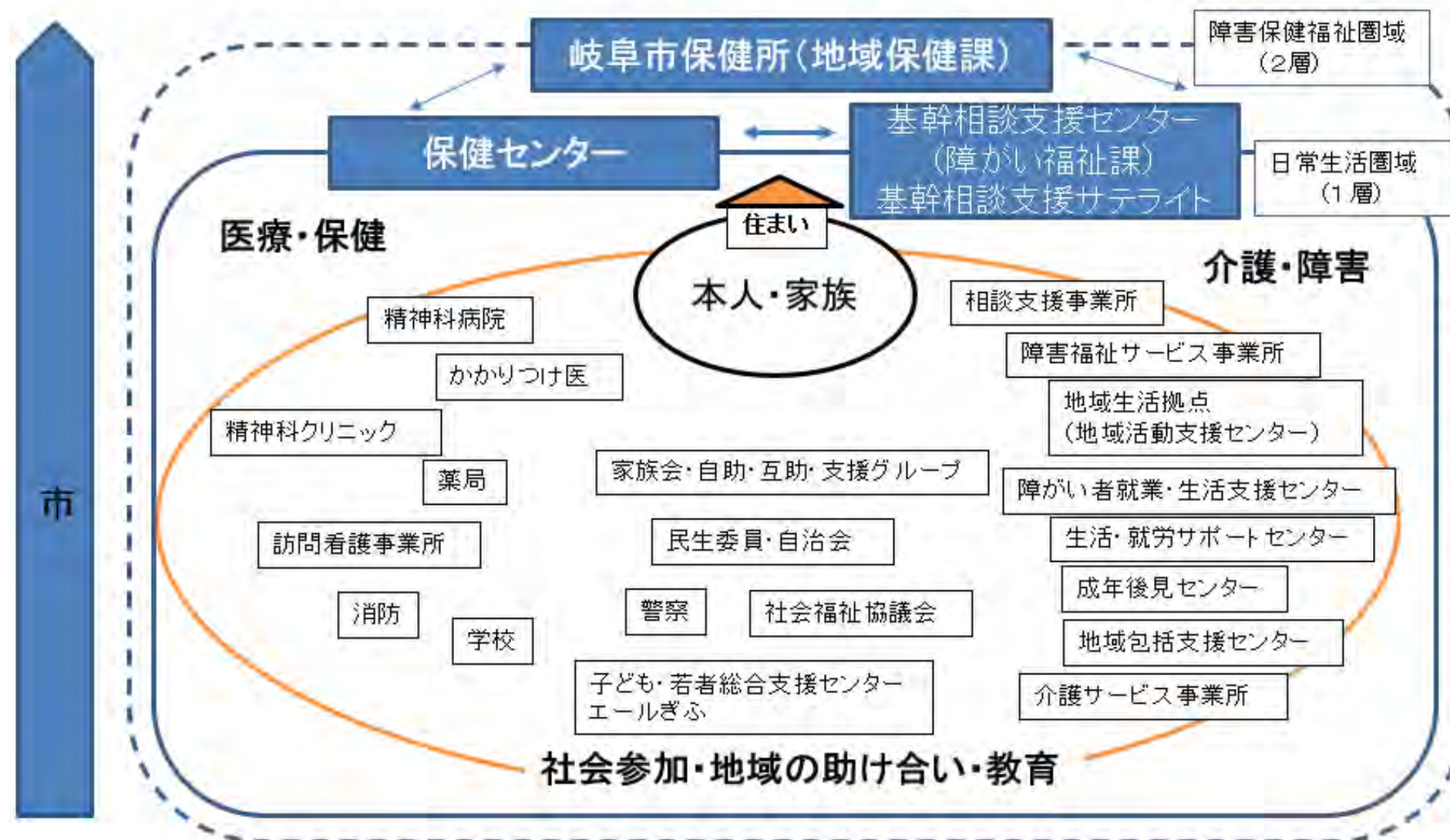
岐阜県岐阜市



取組内容

- ・岐阜市障害者総合支援協議会において、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
- ・協議の場（コア会議）の開催
- ・支援者交流の場の開催
- ・措置入院者退院後支援
- ・精神保健相談・法律とこころの健康相談会

障害保健福祉圏域数（R8年3月時点）		1	か所
市町村数（R8年3月時点）		1	市町村
人口（R8年4月時点）		397,064	人
精神科病院の数（R8年3月時点）		6	病院
精神科病床数（R8年3月時点）		1,012	床
入院精神障害者数 （R6年6月時点）	合計	432	人
	3か月未満（％：構成割合）	104	人
		24.1	％
	3か月以上1年未満 （％：構成割合）	52	人
		12.0	％
	1年以上（％：構成割合）	276	人
		63.9	％
退院率（R3年度時点、岐阜県第8次医療計画）	うち65歳未満	121	人
	うち65歳以上	155	人
	入院後3か月時点	71.1	％
心のサポーター養成者数（R8年3月時点）	入院後6か月時点	84.4	％
	入院後1年時点	90.9	％
相談支援事業所数 （R7年4月時点）	基幹相談支援センター数	236	人
	一般相談支援事業所数	4	か所
	特定相談支援事業所数	7	か所
保健所数（R8年3月時点）		34	か所
（自立支援）協議会の開催頻度 （R7年度）	（自立支援）協議会の開催頻度	16	か所
	精神領域に関する議論を行う部会の有無	有	回／年
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況（R●年●月時点）	都道府県		か所
	障害保健福祉圏域	/	か所／障害圏域数
	市町村	有	1／1 か所／市町村数



平成29年～

- 総合支援協議会専門部会での精神領域に関する協議開始（「にも包括」の協議の場の位置付け）

平成30年～

- 措置入院者退院後支援の開始

令和5年度～

- 総合支援協議会専門部会（年1回）での協議に加え、具体的な今後の進め方を検討するコア会議を開始

令和7年度～

- 「にも包括」協議の場の位置づけの整理（総合支援協議会専門部会（年1回）を意見集約の場、コア会議を意見決定の場）
- 支援者交流の場の開始

岐阜市障害者総合支援協議会【専門部会】テーマ別分科会での協議について

年度	テーマ	内容
平成29年度	精神障がい者の地域支援体制	「にも包括」の概要を理解してもらい、各関係機関・医療機関・団体が担っている役割や支援等を知ること、今後どのような連携が可能かを協議
平成30年度	精神障がい者の退院後支援体制	新たに始まった措置入院者退院支援事業について理解を深め、長期入院者の退院促進について協議
平成31(令和元)年度	精神障がい者の退院後支援体制	前年度に続き、措置入院者の退院後支援計画をたて、支援を実施した事例を通して、各機関それぞれの役割や今後の連携の在り方について協議
令和2～4年度		新型コロナウイルスの影響で開催なし
令和5年度	にも包括の強化に向けて	各医療機関、関係機関、団体のネットワークを強化するため、担っている役割や課題を相互に理解できるよう協議
令和6年度	地域連携	支援機関同士の綿密で双方向の連携を継続的に維持するための仕組みづくりについて協議
令和7年度	普及啓発	「普及啓発」について、本人・家族及び地域のニーズ・希望や困りごと、地域課題について、地域づくりの視点で協議

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組の成果・効果

＜R 7 年度までの成果・効果＞

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (R 7 年度当初)	実績値 (R 7 年度末)	具体的な成果・効果
①にも包括協議の場の実施 障害者総合支援協議会専門部会での協議	1回	1回	平成29年度から、障害者総合支援協議会専門部会の1回をにも包括協議の場と位置付けている。令和5年度から、継続的に協議し、構成要素に関して広く意見を集約する場となっている。
②にも包括協議の場の実施 (コア会議)	4回	4回	①の協議にて、集約した意見を具体的な事業化に向け、意見を整理し、決定していく場と位置付けている。令和5年度、6年度には、地域連携について協議し、令和7年度から③の支援者交流の場を立ち上げた。
③支援者交流の場の開催	4回	4回	①②の協議の場を経て、令和7年度から、医療、福祉、保健、行政機関などの関係者を対象とし、各機関の関係づくりや双方向の連携を目指して開催。②にて事業評価をし、令和8年度も、継続実施する。
④スキルアップ研修（事例検討会）の実施	4回	4回	保健センター保健師、精神保健を課題とする相談業務を行う行政職員を対象に実施。事例検討を通じて、本人主体の支援を考える中で、顔の見える関係を積み上げている。

【特徴（強み）】

岐阜市は中核市で保健所設置自治体であることから、精神保健に関する相談支援業務を主体で実施してきた。そのため、相談支援を行う中で必要な関係機関と連携しながら対応してきたことから、地域包括ケアシステムの概念はすでに持っている。市内には、精神科医療機関や福祉事業所等の施設は充実している。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割（取組）	
地域連携 医療、保健、福祉の相互理解が十分にできておらず、分野を越えて連携できる支援体制が整っていない。	関係機関同士の相互理解を深めるため支援者同士の密接で双方向の連携を継続的に維持するための仕組みづくりをする。支援者交流の場の実施	保健	交流の場の開催
		医療	交流の場の参加、企画運営の協力
		福祉	交流の場の参加、企画運営の協力
		その他関係機関・住民等	
普及啓発 精神障害者への理解が進まず、偏見があることで、本人や家族が生きづらさを抱えている。	正しい知識の普及、精神疾患の理解を促すため、各機関ですでに実施していることを確認し、それぞれの機関でできることを実施する。	保健	会議等の開催
		医療	協議の場の参加
		福祉	協議の場の参加
		その他関係機関・住民等	

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (R 8 年度当初)	目標値 (R 8 年度末)	見込んでいる成果・効果
①			
②			
③			

【にも包括構築の体制】

市保健所（地域保健課）と障がい福祉課が協働し、生活福祉課、重層的支援推進室、生活困窮担当部署、精神科病院、訪問看護事業者、包括支援センター、就労に係る関係機関、精神障がい者の家族会等と連携し、システムの構築を図る。

所管部署名（※）	所管部署における主な業務	連携部署・機関名	連携部署・機関における主な業務
保健衛生部保健所地域保健課 （※事務局を担当する部署）	保健所にて、こころの健康（精神保健）に関する相談支援業務を実施	保健衛生部保健センター（3か所）	保健センターにて、地区担当保健師が、母子、成人、精神保健等健康全般の相談支援等を実施
		障がい福祉課	市役所にて、障害者総合支援法に基づく相談業務や障害福祉サービスの支給に関する業務等を実施。精神保健の相談は除く。
		基幹相談支援センターサテライト（4か所）	障がい福祉課が委託。総合的、専門的な相談、地域の相談支援体制の強化

各部門の連携状況		強み・課題等
保健	保健所は精神障がい者の所管課という位置づけ。保健所内の地域保健課と3か所の保健センターが連携して相談対応している。	中核市であり、市保健所が設置されているため、庁内の連携を円滑に行うことができる。
医療	市内の精神科病院及び精神科クリニックのケースワーカーや訪問看護事業所が協議の場に参加している。	関係機関との連携においては十分とは言えず、限られた機関しか連携体制が構築できていない。精神科医療や医師会などの代表がおらず、事業に反映されない。
福祉	障がい福祉課及び基幹相談支援センターサテライト職員が協議の場に参加している。総合支援協議会は障がい福祉課が主管課である。	障がい福祉課及び基幹相談支援センターサテライト職員が協議の場に参加し、現場の意見が反映できている。
その他関係機関・住民等		

※各部門の状況はできるだけ詳しく記載ください

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	既存の会議体を活用している場合はその名称・課題・強み等
総合支援協議会専門部会 にも包括協議の場 (意見集約の場)	保健：保健所、保健センター 医療：精神科医療機関、訪問看護事業者 福祉：基幹相談支援サテライト、相談支援事業所、行政 その他関係機関・住民等：家族会	年1回	精神保健をテーマに広く意見を集め、拾い上げる場として協議を行う。	・障がい福祉課が事務局にて、年間を通じ実施している総合支援協議会のうち、専門部会の1回を精神保健をテーマにて協議を行う。テーマに合わせ、精神保健に限らず福祉・医療等の関係者に案内し、精神保健に関わる課題等を広く意見を拾い上げる場としている。
にも包括協議の場	保健：保健所、保健センター 医療：構築推進サポーター		意見集約の場での意見を整理し、事業化に向けて検討する。	・岐阜市における「にも包括」の推進に向けた全体調整や、総合支援協議会専門部会の準備を行う。
【その他事項】 にも包括協議の場 ことが難しいことか あたり、協議の場の のように導くように 「にも包括」の構築 必要があると考えるが、 このことについて、問 題として認識はしてい るものの、これに対す る対応策がない（思 いつかない）ことから、 アドバイスをいただ きたい。	×協議の場の運営に （意見集約の場）はあ るが、行政以外の参 加メンバー（参加機 関）に協議の場を運 営している。また、 「にも包括」の構築 は、行政だけに課せ られてものではなく、 参加メンバー（参 加機関）が主体とな り、地域全体として 取り組んでいく必要 があると考えている。 このことについて、 問題として認識はし ているものの、これ に対する対応策がな い（思いつかない） ことから、アドバイ スをいただきたい。	年4回 課題や悩んでいる 点、サテライト（参 加メンバー）（参 加機関）に協議の 場を運営している。 また、協議の場を 運営している。ま た、「にも包括」の 構築は、行政だけ に課せられてもの ではなく、参加メ ンバー（参加機 関）が主体とな り、地域全体と して取り組んで いく必要がある と考えている。	整理し、事業化 に向けて検討す る。	・協議の場は、実際に精神障害者の支 援や相談業務等を経験しており、意見を 集約し、事業化に向けて検討する。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための 協議の場に関連する会議等の実施状況

名称	協議の場の構成員	開催頻度	実施内容	特記事項（課題・強み等）
福祉相談窓口連携 会議	保健：保健所、保健センター	年12回	研修やケーススタディを 通した支援者同士の顔の 見える関係づくりを行う。	・重層的支援体制整備事業において、研修やケーススタディを通した支援者同士の顔の見える関係づくりを行う。 ・にも包括での支援者交流の場と参加者が重なるため、令和8年度は2回共同開催を予定している。
	医療：なし			
	福祉：高齢福祉課、障がい福祉課、生活福祉課、ひきこもり相談室、社会福祉協議会など			
	その他関係機関・住民等：子ども支援課、子ども・若者総合支援センター			
自殺対策庁内連携 会議	保健：保健所、保健センター	年1回	各課で実施している自殺対策の取り組みについて、意見交換を行う。	・岐阜市自殺対策計画に基づき、庁内での推進体制として会議を設置。 ・自殺対策に関係する部局が顔の見える関係を築き、お互いの役割を理解し、連携を強化することで、自殺対策を効果的に行う目的。 ・にも包括での支援者交流の場と参加者が重なる。
	医療：市民病院			
	福祉：ひきこもり相談室、高齢福祉課、障がい福祉課、生活福祉課など			
	その他関係機関・住民等：子ども支援課、子ども・若者総合支援センター、教育委員会、消防、産業雇用課			

【その他事項】

※協議の場の運営における課題や悩んでいる点、アドバイザーに相談したい事項など、自由に記載してください
「にも包括」の理念も含め、課題を抽出しPDCAサイクルを用いて取り組んでいるが難しさを感じている。そのため、岐阜市の現状の進め方や体制について明確にする必要がある。

- 1) 課題の整理や取り組みの助言
- 2) 協議の場の運営や体制づくりの提案（協議の場の位置づけ、メンバーや人数、規模などの見直し）
- 3) 関係機関への理解を求めるための支援

事業利用予定年数：令和10年度まで（3年間）

到達目標
(R10年度まで)

精神障がいをもっと正しく理解している人を増やし、関係機関相互の連携も強める。

年度	実施内容	具体的な取組
R8年度	地域連携、普及啓発	・普及啓発の促進に向けた取組内容の決定 ・地域連携の促進に向けた取組 ・地域連携の取組の評価を実施。次年度の課題の整理・目標設定を行う。
R9年度	地域連携、普及啓発	・地域連携及び普及啓発の促進に向けた取組 ・地域連携及び普及啓発の取組の評価を実施。次年度の課題の整理・目標設定を行う。
R10年度	地域連携、普及啓発	未定

10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール 1（短期）

到達目標 (R 8 年度)	普及啓発： 若年層の普及啓発の必要性を明確にし、関係機関と連携し、心のサポーター養成事業を計画する。	
時期（月）	実施内容	具体的な取組
R 8 年 5月	第1回協議の場	前年度までの振り返り、今年度の進め方
7月	第2回協議の場	第3回協議の場の進め方、協議内容の決定
9月	第 3 回協議の場（総合支援協議会専門部会）	既存の普及啓発の取り組みから今後の普及を考える
11月	第4回協議の場	前半の振り返り、次年度の取組内容及び進め方検討
R9年 1月	第5回協議の場	普及啓発の取り組み内容の決定、地域連携の評価と計画 ・ 年3回広域 A D に助言をいただく。 ・ 委員・事務局・広域ADと振り返り

10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けたスケジュール2（短期）

到達目標 （R 8年度）	地域連携： 関係機関との共同開催を通じ、関係機関の自主的な取組の仕掛けづくりを行う。地域における精神保健に関わる支援者のスキルアップを行う。
-------------------------------	---

時期（月）	実施内容	具体的な取組
R 8 年 6月	支援者交流の場①	ヒューマンライブラリー 支援者に伝えたい～わたしたちの想い～
7月	支援者交流の場②	関係機関の役割を知る ～精神科病院～
8月	支援者交流の場③	（仮）問題解決しない事例検討会のススメ ～重層的支援にも活かす～
10月	支援者交流の場④	精神科医師による講演会 （仮）「本人の希望の実現のために一緒に歩む支援とは」
11月	支援者交流の場⑤	中ブロック事例検討＋交流会
12月	支援者交流の場⑥	（仮）「事例研究～多機関、多職種連携の視点から～」
R9年 1月	支援者交流の場⑦	北ブロック事例検討＋交流会
2月	支援者交流の場⑧	南ブロック事例検討＋交流会
		次年度の方針は「にも包括」協議の場で検討し決定する。